

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会審査報告書
(鳥取県立農村総合研修所)

農林水産部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・評価委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立農村総合研修所（以下「研修所」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名指定）

鳥取県農業協同組合中央会（鳥取市末広温泉町723番地） 代表理事会長 栗原 隆政

2 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

3 指定管理料の額

なし（指定管理者の業務に要する経費は利用料金等により賄うものとする。）

4 選定理由

研修所の指定管理について上記の団体を指名し、審査・運営評価委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、当該施設の設置目的である「農村指導者等の研修のための利用に供し、もって農業の振興に資する」ため、県内農業関係団体等と連携しながら研修を企画・実施できる団体であり、研修所の管理運営を適切に行うことができると認められることから、上記の団体を指定管理候補者として適当であると認めた。

5 審査委員会の経緯

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
村上 敦志（委員長）	鳥取県農林水産部次長
小前 智栄美（副委員長）	鳥取中央農業協同組合総代
中山 実郎	公立大学法人公立鳥取環境大学経営学部教授
西原 昌彦	税理士
柿原 弥生	農業生産者

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会

令和5年6月13日から同年6月20日まで

指定管理者審査要項案（指定管理候補者の審査方法・基準）を上記期間、書面で審査

イ 第2回審査委員会

令和5年10月6日

面接審査を実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	○管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針等)	必須 ※平等な利用が確保できないと認められる場合は失格
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) ○管理の基準 (開所時間、休所日、利用料金等の設定、 個人情報保護、情報の公開) ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	55
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積内容	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用 男女共同参画推進企業等の認定等 ISO14001・TEAS I種規格等の認証等 あいサポート企業等の認定等) ○当該施設の管理運営状況の実績評価	26

(4) 審査結果

選定基準	配点	鳥取県農業協同組合中央会
1	適/不適	適
2	55	43.33
3	20	11.33
4	26	13.00
合計	101	67.66

※点数は審査会出席委員の平均

主な審査項目に対する委員からの主な意見等

○選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

・施設の平等な利用が確保できるものと評価された。

○選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

・コロナ禍に対応したインターネット環境の整備や、パソコン関連機器の貸し出しを行

うなど、利用者ニーズを踏まえたサービス提供が引き続き計画されている。

- ・新型コロナウイルスの影響で利用者が減少している中でも、家族が新型コロナウイルスに感染し療養施設に入所する際、保育が必要な子どもを預かるための施設として場所を提供するなど、工夫が感じられた。
- ・コロナ禍では難しい面もあるが、利用促進に向け、アグリキッズスクール等と絡めて、研修施設（宿泊棟）を活用してはどうか。

○選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

- ・新型コロナウイルスの影響が続くようであれば、宿泊棟の利用再開など、急激な利用の改善は難しい。広く施設を周知し、利用促進による収入増を期待する。

○選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

- ・管理を安定的に行うために必要な人員を有し、また安定した財政的基礎を有していると評価された。

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 管理運営の基本的な考え方

- ・農村指導者等の研修のための利用に供しつつ、農業に対する理解を深めるため広く一般県民に利用していただくよう努める。
- ・施設の運営については、利用しやすい環境づくりを目指し、利用促進を図る。

(2) サービスの提供内容

- ・農業に関する図書コーナーを設営し、保管している図書やビデオの貸し出しを行う。
- ・利用者へアンケート調査を実施し、意見・要望を吸い上げ運営に反映する。
- ・研修所の案内を日本農業新聞、JA機関誌への掲載、他の協同組合（漁連、森連、生協等）、地元自治体等へ積極的にPRを行い、利用促進に努める。
- ・インターネットの設置やパソコン関連機器の貸出により、利用者の利便性の向上を図る。

(3) 施設管理

- ・定期的な清掃作業や冷暖房設備の保守管理等を行い、利用者に快適で安心安全な環境を提供する。
- ・衛生管理については、施設内完全分煙や定期的な浄化槽の点検等を行う。

(4) 開所時間・休所日

現行の開所・閉所時間を維持しつつ、利用者からの申し込みがあれば開所時間の延長や臨時開所に応じる。

開所時間：午前8時30分から午後5時まで

休所日：週休日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、盆（8/13～15）

(5) 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

- ・火災報知機の設置や進入防止システムの導入による警備会社と連動した連絡体制を整備し、夜間、定期的に警備会社による見回りを実施する。

- ・万が一に備えて、避難マニュアルを作成し、図上訓練を実施する。
- ・利用者、来所者の急な病気、けが等に対応できるよう、初期行動・処理の訓練を実施する。

(6) 管理経費

- ・専門技術を有する業者に対して、合見積りにより選定し、経費の節減に努める。

(7) 組織及び職員の配置等

常勤職員として所長、職員の2名、臨時職員の合計3名を配置し、臨時職員1名が当該施設に常駐して受付業務等に対応する。